

避難情報の判断・伝達マニュアル

令和3年5月改訂

岐阜県瑞浪市

避難情報の判断・伝達マニュアル

| | |
|---------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 1. 避難行動の分類 | 2 |
| 2. 地域の情報収集方法 | 3 |
| 3. 避難情報と居住者等がとるべき行動 | 4 |

第1編 水害

| | |
|------------------------|----|
| 1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所 | 7 |
| 2. 避難すべき区域 | 9 |
| 3. 避難情報発令の判断基準 | 10 |

第2編 土砂災害

| | |
|------------------------|----|
| 1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所 | 13 |
| 2. 避難すべき区域 | 15 |
| 3. 避難情報発令の判断基準 | 20 |

資料1 大雨警報(土砂災害)の危険度分布について

資料2 大雨特別警報の新たな基準値の設定

資料3 5kmメッシュ対応表(該当区)

資料4 関係機関等連絡先一覧

略語一覧

| | |
|----------|---|
| 避難情報 | 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 |
| 高齢者等 | 避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している高齢者や障害のある人等、及び避難を支援する者 |
| 居住者等 | 居住者、滞在者その他の者 |
| 自宅・施設等 | 居住地や勤務・通学先、要配慮者利用施設等、日常生活において自らが居ることが多い場所 |
| 危険な場所 | 「災害リスクのある区域等」のうち、立退き避難をしなければ命が脅かされる場所（例えば平屋、低層階等）のこと |
| 全員 | 「危険な場所」にいる居住者等のこと |
| 指定緊急避難場所 | 切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設・場所 |
| 指定避難所 | 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市が指定した施設 |
| リードタイム | 指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間 |

はじめに

本市では、平成22年に策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」にて、避難勧告等の発令基準等を定め、以後、修正を加えながら運用している。

こうした中、近年、全国的に発生している一連の水害、土砂災害等では、避難勧告等を適切なタイミングで対象区域に発令できていないこと、住民への迅速確実な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことが課題としてあげられている。

内閣府は、平成31年3月、「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、居住者等が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供できるよう改善した。しかし、令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)による豪雨においては、避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災が多く、また、警戒レベルの中に避難勧告と避難指示(緊急)の両方が位置づけられ、わかりにくいとの課題が顕在化した。

令和3年5月、災害対策基本法の一部改正により、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)については「避難指示」に一本化、警戒レベル5を「緊急安全確保」とするなど、避難情報が改善された。また、「避難勧告等に関するガイドライン」は、「避難情報に関するガイドライン」として改定された。

今回、本市は、ガイドラインの改定と市の災害対応における課題等を踏まえ、本マニュアルを改定することとした。

基本姿勢

- ・「避難」とは、災害から命を守るための行動である。
- ・市は、居住者等の一人ひとりが適切な避難行動をとることができるよう平時から防災知識の普及を図ると共に、災害時には、居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。
- ・市は、一人ひとりの事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともある。救助が間に合わないこともある。居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることを認識し、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。
- ・主体的な避難行動をとるため、居住者等が特に留意すべき事項
 - ① 平時より、自宅・施設等の災害リスクを把握し、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害時にとるべき避難行動を自ら判断する。
 - ② 平時より、予定している避難経路の安全を確認して、必要により避難先や避難のタイミングを見直す。
 - ③ 夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、まだ日が明るいうちに避難を完了する。
 - ④ 正常性バイアスにより、避難のタイミングを逸することのないよう、適時的確に避難行動をとる。
- ・市民の円滑かつ安全な避難を確保するためには、市民一人ひとりが避難情報の意味や災害種別毎に自宅とその周辺や地域の災害リスクを理解し、災害が発生又は発生するおそれがあるとき、危険を自らが察知し、判断、行動することができるよう積極的な防災教育をもって市民の防災力向上を図ることが必要である。

* 局地的豪雨や小河川が氾濫した場合などは、本マニュアルの対象とはしていない。

1. 避難行動の分類

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。避難行動には、「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」がある。

1) 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等や、そのような区域に指定されていないものの災害リスクがあると考えられる地域(中小河川沿い、局地的な低地、山裾等)の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対して安全な場所へ移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

■「立退き避難」の避難先例

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

2) 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等に対しては、浸水想定が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの判断でとり得る行動である。

ただし、以下の条件が満たされている必要がある。

- ・自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと
- ・自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ・自宅・施設等が一定期間浸水することにより生ずる可能性がある支障を許容できること

■屋内安全確保の行動例

- ・自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)
- ・自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(待避)

3) 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に陥ってしまったと考えられる場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であり、リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動である。

■緊急安全確保の行動例 (ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

- ・洪水等のリスクのある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- ・土砂災害のリスクのある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

2. 地域の情報収集方法

1) 情報収集フロー等

地域の情報収集方法は、次のとおりとし、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

【地域の被害等の情報収集】

地域の状況の把握は、下記的手段によって行う。

(1) 地域住民からの連絡

地域住民は、地域の状況・地形・施設等に異常を感じたとき、対策本部等に通報するとともに、関連する周辺の状況等を問い合わせる。

(2) 地域の代表者との相互連絡

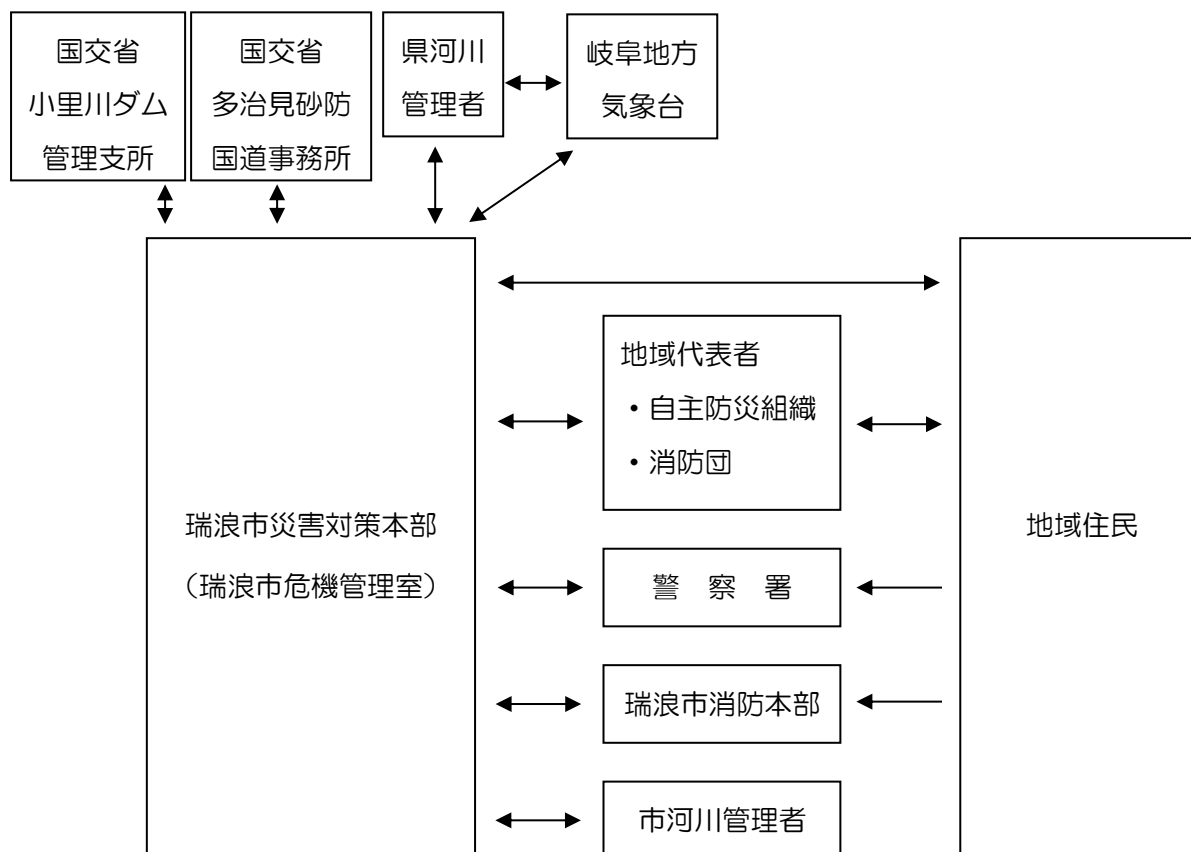
各自主防災組織の長、消防団は、大雨・洪水警報等の気象情報について防災行政無線などにより情報を得たときは、地域住民に対し地域の警戒等の防災体制を喚起する。

また市は、特定の現地情報などが必要なとき、地域の代表者に問い合わせる。

(3) パトロール

市は、地域住民などから浸水等の情報を得たとき又は降雨状況に応じパトロールを実施する。

図1) 地域の情報収集フロー図



2) 情報収集時の留意事項

収集した情報については、適正に取り扱うものとし、受信日時、場所、情報提供者名、連絡先、受信者名など所定の様式に正確かつ詳細に記録するものとする。

3. 避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

表1) 避難情報により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

| | 立退き避難が必要な居住者等に求める行動 |
|--------------------|--|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | 高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) ・高齢者等以外の人にも必要に応じ避難の準備又は自主的な避難(突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの居住者) |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | 全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ○危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保) ・洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者の避難行動は、立退き避難が基本であるが、ハザードマップ等により屋内での身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能 ・土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は、立退き避難が基本。土砂災害が発生、切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。ただし土石流が想定される区域においては、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、土砂災害警戒区域等から離れた堅牢な建物(できれば高層階)や河川や溪流から高低差のある場所へ移動する。また、小規模な斜面崩壊(がけ崩れ)が想定される区域において、指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2階以上に移動する。 |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | 緊急安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・命の危険、直ちに安全確保! ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。(高所への移動、近傍の堅牢な建物への退避等) |

(注)突発的な災害の場合、市長からの避難情報発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し、避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。

避難情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

表2) 避難情報の伝達先・伝達方法

| | 伝達先 | 伝達方法 |
|----------|---|---|
| 住民 | 住民 | ・防災行政無線 ・防災ラジオ ・「絆」メール・市ホームページ ・緊急速報メール(エリアメール) ・広報車 ・ケーブルテレビ ・戸別訪問 |
| | 区長・自主防災組織等 | ・電話 |
| 防災関係機関 | 東濃県事務所振興防災課→県危機管理部防災課、岐阜地方气象台、陸上自衛隊第35普通科連隊、多治見警察署、西日本電信電話(株)岐阜支店、中部電力パワーグリッド(株)多治見営業所、報道機関 | ・電話、FAX、メール |
| 要配慮者利用施設 | 浸水想定区域内(36施設) 土砂災害警戒区域内(36施設) | ・電話、FAX、メール |
| 市機関 | 職員、市議会議員(議会事務局)、市教育委員会(学校教育課)、保育園・幼稚園(子育て支援課)、消防団 | ・庁内放送、電話、メール |

○要配慮者利用施設

【浸水想定区域内の要配慮者利用施設(36施設)】

| 施設名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX 番号 |
|----------------------|-------------------|---------|---------|
| 住宅型有料老人ホーム ハナナギ | 瑞浪市下沖町 1 丁目 7 | 67-0637 | 66-1318 |
| みどり幼稚園 | 瑞浪市下沖町 2 丁目 10 | 68-2632 | 66-1067 |
| 地域子育て支援センター「愛モア」 | 瑞浪市下沖町 2 丁目 10 | 66-1325 | 66-1067 |
| ドリームプラザ | 瑞浪市寺河戸町 980 | 56-0206 | 56-0206 |
| 第2どんぐり工房 | 瑞浪市寺河戸町 1087-1 | 56-1130 | 56-1131 |
| 東濃厚生病院 みずなみ病後児保育所 | 瑞浪市寺河戸町 1049-1 | 68-4111 | 68-8934 |
| リコシエ村 | 瑞浪市寺河戸町 1087-1 | 68-3067 | - |
| 子ども発達支援センター「ぼけっと」 | 瑞浪市寺河戸町 1149-1 | 67-2106 | 44-8718 |
| 瑞浪病院 | 瑞浪市寺河戸町 1190-2 | 67-1221 | 68-2019 |
| セオ医院 | 瑞浪市寺河戸町 1212-6 | 68-2733 | 68-4620 |
| やさしい時間木かげデイサービスセンター | 瑞浪市和合町 1 丁目 21-2 | 26-8349 | 26-8359 |
| せいわ保育園 | 瑞浪市和合町 2 丁目 93 | 68-0089 | 68-0089 |
| タチ医院 | 瑞浪市土岐町 20-1 | 68-3043 | 68-4175 |
| 東濃厚生病院 | 瑞浪市土岐町 76-1 | 68-4111 | 68-8934 |
| 桔梗幼稚園 | 瑞浪市土岐町 1770-2 | 68-2323 | 66-1069 |
| 地域子育て支援センター「ハグハグ」 | 瑞浪市土岐町 1770-2 | 67-1136 | 67-1136 |
| 桜寿荘 | 瑞浪市土岐町 5200 | 66-1211 | 66-1251 |
| 障害者デイサービスセンター さくら | 瑞浪市土岐町 5200 | 66-1211 | 66-1251 |
| 土岐小学校 | 瑞浪市土岐町 6451-4 | 68-4185 | 66-1059 |
| あひる学童クラブ | 瑞浪市土岐町 6451-4 | - | - |
| 中京学院大学附属中京高等学校 | 瑞浪市土岐町 7074-1 | 68-4501 | 68-4635 |
| 啓明保育園 | 瑞浪市土岐町 7192-3 | 68-2463 | 68-2463 |
| 金田眼科クリニック | 瑞浪市益見町 1 丁目 120 | 68-0551 | 68-0552 |
| アイランドジー・アイますみリラックスデイ | 瑞浪市益見町 1 丁目 121 | 66-1866 | 66-1867 |
| アイランドジー・アイますみリハビリデイ | 瑞浪市益見町 1 丁目 130 | 66-1866 | 66-1867 |
| 佐々木皮フ科 | 瑞浪市益見町 3 丁目 5 | 66-6611 | 66-6612 |
| 瑞浪市保健センター | 瑞浪市上平町 1 丁目 1 | 68-9785 | 66-1115 |
| 東濃中央クリニック | 瑞浪市松ヶ瀬町 1 丁目 14-1 | 67-1118 | 67-2277 |
| 東濃クリニック | 瑞浪市松ヶ瀬町 2 丁目 57-1 | 66-2217 | 68-1561 |
| デイサービス遊楽苑・瑞浪 | 瑞浪市松ヶ瀬町 4 丁目 55-2 | 68-2160 | 67-2973 |
| わごうホーム | 瑞浪市薬師町 2 丁目 34-1 | 67-5571 | 67-5571 |
| たけのこし | 瑞浪市薬師町 2 丁目 52 | 67-2669 | 44-7056 |
| 特別養護老人ホーム みずなみ陶生苑 | 瑞浪市釜戸町 833 | 63-2843 | 63-2547 |
| みずなみ陶生苑デイサービスセンター | 瑞浪市釜戸町 833 | 63-2847 | 63-2847 |
| 竜吟幼稚園 | 瑞浪市釜戸町 2821-2 | 63-2056 | 63-4017 |
| 地域子育て支援センター「スマイル」 | 瑞浪市釜戸町 2821-2 | 63-2060 | 63-2060 |

【土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(36施設)】

| 施設名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX 番号 |
|---------------------|--------------------|---------|---------|
| 有料老人ホーム 瑞浪りおん | 瑞浪市山田町 128-1 | 67-3610 | 67-3612 |
| 千寿の里 愛保育園 | 瑞浪市山田町 1040-2 | 66-2511 | 68-0535 |
| ふくじゅそう西小田 | 瑞浪市西小田町 3 丁目 223 | 44-9010 | 44-9011 |
| 瑞浪グループホーム太陽 | 瑞浪市西小田町 4 丁目 69 | 66-4733 | 66-4731 |
| 瑞浪グループホーム太陽の家 | 瑞浪市西小田町 4 丁目 69-2 | 26-8548 | 26-8549 |
| 心音ケアセンター瑞浪 | 瑞浪市樽上町1丁目45-4-1 | 56-5539 | 56-6199 |
| 心音ケアホーム瑞浪 | 瑞浪市樽上町 1 丁目 45-4-2 | 56-5539 | 56-6199 |
| 地域型保育事業所 ジョイフルシーズ | 瑞浪市上野町 3 丁目 3 | 68-8715 | 68-8715 |
| 瑞浪市保健センター | 瑞浪市上平町 1 丁目 1 | 68-9785 | 66-1115 |
| 瑞浪北中学校 | 瑞浪市土岐町 973 | 68-4191 | 66-1053 |
| 中京幼稚園 | 瑞浪市土岐町 2197-1 | 68-5285 | 68-4425 |
| 土岐児童センター | 瑞浪市土岐町 5765-1 | 67-2338 | 67-2338 |
| 佐々木皮フ科 | 瑞浪市益見町 3 丁目 5 | 66-6611 | 66-6612 |
| 東濃中央クリニック | 瑞浪市松ヶ瀬町 1 丁目 14-1 | 67-1118 | 67-2277 |
| 特別養護老人ホーム みずなみ瀬戸の里 | 瑞浪市稲津町小里 2723-1 | 67-3003 | 67-3004 |
| 介護老人保健施設 ひざし | 瑞浪市稲津町萩原 1 | 67-3748 | 67-3727 |
| 居住さーびすはうす 合 | 瑞浪市稲津町萩原 106-5 | 68-0011 | 66-1226 |
| NPO 法人陶宅老所 いちにのさん | 瑞浪市陶町猿爪 14-1 | 65-2488 | 65-3191 |
| 小規模多機能ホーム いちにのさん | 瑞浪市陶町猿爪 24-2 | 65-2311 | 51-8187 |
| 岐阜県立サニーヒルズみずなみ | 瑞浪市陶町猿爪 657-34 | 65-3322 | 65-3600 |
| 陶幼稚園 | 瑞浪市陶町猿爪 1082-46 | 65-2053 | 62-0025 |
| 陶児童館 | 瑞浪市陶町猿爪 1082-65 | 65-4187 | 65-4187 |
| リハビリデイサービスセンター めくもり | 瑞浪市陶町水上 718-2 | 65-2882 | 65-2898 |
| リハ特化型めくもりリハセンター | 瑞浪市陶町水上 718-2 | 65-2882 | 65-2898 |
| 陶小学校 | 瑞浪市陶町水上 665-1 | 65-2029 | 62-0023 |
| 特別養護老人ホーム みずなみ陶生苑 | 瑞浪市釜戸町 833 | 63-2843 | 63-2547 |
| みずなみ陶生苑デイサービスセンター | 瑞浪市釜戸町 833 | 63-2847 | 63-2847 |
| 釜戸小学校 | 瑞浪市釜戸町 3007-3 | 63-2004 | 63-4013 |
| かるがも学童クラブ | 瑞浪市釜戸町 3007-3 | - | - |
| 大湫病院 | 瑞浪市大湫町 121 | 63-2231 | 63-2248 |
| 日吉小学校 | 瑞浪市日吉町2370-1 | 69-2009 | 69-0013 |
| ひばり学童クラブ | 瑞浪市日吉町2370-1 | - | - |
| 玉田医院 | 瑞浪市日吉町 4027-2 | 69-2005 | 64-2252 |
| 日吉幼稚園 | 瑞浪市日吉町 4115-2 | 69-2123 | 69-0015 |
| 福寿荘 | 瑞浪市日吉町 4116-1 | 64-2932 | 64-2932 |
| さてらいと日吉デイサービス | 瑞浪市日吉町 4117-4 | 69-1055 | 69-1056 |

第1編 水害

水害とは、水によって起こる災害であり、外水氾濫も内水氾濫も水害とよばれている。

具体的には、堤防のない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び、堤防のある河川で破堤した場合に、一般に泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が高流速で流れ出すことにより、浸水深や浸水域も一気に増加する現象を「外水氾濫」という。また、降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

水防法に基づき洪水により国民経済上重要な損害または相当な損害を生ずるおそれがある河川を、知事が「水位周知河川」として指定している。本市においては、土岐川が水位周知河川に指定されており、土岐川について、過去の災害実績などを踏まえ、当該河川の特性、特に注意を要する区間などを以下に整理した。

■近年の主要な水害実績(土岐川圏域河川整備計画より)

| 洪水発生年月日 | 河川名 | 浸水区域面積 (ha) | 被災家屋棟数 | | 出典 |
|------------|-----|----------------|--------|----|-------|
| | | | 床上浸水 | 総数 | |
| 昭和58年9月28日 | 土岐川 | 24.0 | 15 | 56 | 全体計画 |
| | 日吉川 | 3.0 | 1 | 17 | 〃 |
| 平成元年9月20日 | 日吉川 | 不明 | 1 | 17 | 岐阜県資料 |
| 平成11年6月30日 | 土岐川 | 12.0 | 8 | 22 | 水害統計 |



■土岐川破堤・越水はん濫(県管理区間)

1)警戒すべき区間

①佐々良木川合流点から小里川合流点まで(6.7km)

当該区間では、小里川合流点下流に比べて整備が進んでおらず、概ね10年に1度程度発生する規模の洪水を安全に流下させることができない区間がある。

②小里川合流点から土岐市肥田町三共橋まで(6.45km)

当該区間では、小里川ダムの完成等に伴い治水安全度は向上しているが、概ね30年に1度程度発生する規模の洪水を安全に流下させることができない区間がある。

2)土岐川の特徴

①佐々良木川合流点から小里川合流点まで

- ・釜戸水位観測所におけるはん濫危険水位(2.3m)は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における水位上昇量より算出している。

- ・1時間の平均水位上昇量1.08m

平成11年洪水では1時間に1.51mの水位上昇量を記録

- ・リードタイム(「避難指示」発令の判断⇒住民への周知⇒避難に要する時間)を45分程度と想定

②小里川合流点から土岐市肥田町三共橋まで

- ・瑞浪水位観測所におけるはん濫危険水位(4.1m)は伝達及び避難時間を想定し、河川計画における水位上昇量より算出している。

- ・1時間の平均水位上昇量0.55m

昭和63年洪水で1時間に1.33mの水位上昇量を記録

- ・リードタイム(「避難指示」発令の判断⇒住民への周知⇒避難に要する時間)を1時間程度と想定

3)施設の整備状況等

- ・観測史上最大の平成元年9月洪水により甚大な被害が生じ、さらに平成11年6月洪水でも浸水被害が発生したことから、平成12年度～平成15年度に土岐川河川災害復旧等関連緊急事業を実施した。この事業では、平成元年9月洪水及び平成11年6月洪水を安全に流すことを目標とし、和合狭窄部の開削及び国管理区間を含むその下流区間(土岐地区、多治見地区)の河川改修を行い、流下能力を向上させた。

- ・また、支川の小里川ダム(国管理)も平成16年3月に完成し、これらの治水対策により土岐川では小里川合流点下流の瑞浪、土岐、多治見地区での治水安全度が大きく向上した。

4)特に注意を要する区間

・重要水防箇所

【右岸】土岐町 中央橋下流から上流(900m)(疎通能力不足)

釜戸町 佐々良木川合流点から上流(900m)(疎通能力不足、堤防高不足)

【左岸】須野志町 松ヶ瀬橋上流(100m)(疎通能力不足)

釜戸町 釜戸大橋下流から上流(900m)(疎通能力不足、堤防高不足)

釜戸町 佐々良木川合流点から上流(900m)(疎通能力不足、堤防高不足)

【はん濫危険水位が低いブロック(参考資料 別図参照)】

瑞浪観測所受け持ち区間: R4、L2、L5

釜戸観測所受け持ち区間: R2、R4、R5、R6、R7、L3、L4、L7

*特に R6 ブロックの大島橋下流右岸側は要注意

2. 避難すべき区域

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、気象官署、河川管理者等と共有を図ること。(資料1)関係機関連絡先 参照)
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

表3)避難すべき区域(水害)

■ 土岐川破堤・越水はん濫

| 避難区域 | 対象地区 | 災害の様相 | 備考 |
|--------------------|---|-------|----|
| 想定浸水深 50cm 程度以上 | 【右岸】 薬師町(1丁目、2丁目、3丁目、4丁目) 松ヶ瀬町(1丁目、2丁目) 寺河戸町(上本町、西本町、浪花、中組、公園、) 土岐町(栄町、市原、一日市場、清水、木暮、鶴城、下沢、名滝) 釜戸町(宿、中切、西大島、中大島、東大島) 【左岸】 西小田町5丁目、北小田町4丁目 下沖町2丁目、宮前町1丁目 上平町1丁目 土岐町(益見、市原、桜堂、下沢)、益見町 釜戸町(公文垣内、町屋、中大島) | 床上浸水 | |
| 想定浸水深 1m 程度以上 | 【右岸】 寺河戸町(竜門、中組、公園) 土岐町(栄町、市原、清水、木暮、鶴城) 釜戸町(中切、町屋、中大島、東大島) 【左岸】 北小田町4丁目 下沖町2丁目 宮前町1丁目 樽上町1丁目 上平町1丁目 土岐町(益見、市原、桜堂、下沢)、益見町 釜戸町(公文垣内、町屋、中大島) | 床上浸水 | |
| 想定浸水深 2m 程度以上 | 【右岸】 土岐町(栄町、清水) 釜戸町(宿、中切、西大島、中大島) 【左岸】 樽上町1丁目 土岐町(益見、市原、桜堂、下沢)、益見町 釜戸町(公文垣内、町屋) | 平屋水没 | |

3. 避難情報発令の判断基準

* 避難情報発令の判断基準は次頁以降のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、気象官署、河川管理者等と共有を図ること。(資料1)関係機関連絡先 参照)

<避難情報の発令判断に資する情報>

防災気象情報、日没や暴風が吹き始める時刻、小里川ダムの操作に関する情報、自主防災組織や消防団等の現地からの情報、小里川ダム管理支所・多治見土木事務所・岐阜地方気象台等からの情報提供(ホットライン)

・関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、地域とも連携して広域的な状況把握に努めること。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもある。堤防の異常、巡視等により収集した現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行うこと。

・事態が急変し、災害が切迫した場合には、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすること。

■土岐川破堤・越水はん濫

表4) 避難情報の判断基準(土岐川破堤・越水氾濫)

| 河川名 | 土岐川 瑞浪水位観測所(瑞浪市土岐町益見) |
|--------------------|---|
| 対象地区 | <p>*小里合流点より西側</p> <p>【右岸】 薬師町(山野内区)、松ヶ瀬町(戸狩区)、寺河戸町(上本町区、西本町区、浪花区、竜門区、中組区、公園区)、土岐町(栄町区)</p> <p>【左岸】 北小田町(上小田北区)、下沖町(上小田北区)、和合町(下小田区)、西小田町(下小田区)、宮前町(宮前区)、須野志町(高月区)、寺河戸町(河南、河塚、河東、河北)、樽上町(益見区、公園区)、上平町・益見町・土岐町(益見区)</p> |
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | <p>1: 瑞浪水位観測所の水位が避難判断水位(3.3m)に到達した場合</p> <p>2: 洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合</p> <p>3: 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | <p>1: 瑞浪水位観測所の水位がはん濫危険水位(4.1m)に到達した場合</p> <p>2: 洪水警報の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>4: 小里川ダム管理者から、異常洪水時防災操作3時間(1時間)前の通知があった場合</p> |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | <p>1: 瑞浪水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(仮)※に到達した場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>2: 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3: 小里川ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった場合</p> <p>4: 決壊や越流が発生した場合</p> |

※氾濫開始相当水位(仮)の水位は、多治見土木事務所より通知があり次第、設定する。

| | |
|--------------------|---|
| 河川名 | 土岐川 釜戸水位観測所(瑞浪市釜戸町中大島) |
| 対象地区 | <p><u>*小里合流点より東側</u></p> <p>【右岸】 土岐町(栄町区、市原区、一日市場区、清水区、木暮区、鶴城区、下沢区、名滝区)、釜戸町(宿区、中切区、町屋区、西大島区、中大島区、東大島区)</p> <p>【左岸】 土岐町(益見区、市原区、桜堂区、下沢区)、益見町(益見区)、釜戸町(宿区、公文垣内区、町屋区、西大島区、中大島区、東大島区)</p> |
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | <p>1:釜戸水位観測所の水位がはん濫注意水位(1.6m)に到達した場合</p> <p>2:洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合</p> <p>3:堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | <p>1:釜戸水位観測所の水位がはん濫危険水位(2.3m)に到達した場合</p> <p>2:洪水警報の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合</p> <p>3:堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | <p>1:釜戸水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(仮)※に到達した場合 (越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>2:異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3:決壊や越流が発生した場合</p> |

※氾濫開始相当水位(仮)の水位は、多治見土木事務所より通知があり次第、設定する。

*各観測所における水位が基準に到達していなくても、雨雲等の状況によりそれぞれの基準に到達することが見込まれる場合は、避難情報を発令することとする。

*避難情報はそれぞれの基準を下回らない限り、解除しないこととする。

【情報の共有先】*連絡先は、資料1関係機関連絡先 参照

土岐川氾濫警戒情報:岐阜県多治見土木事務所施設管理課

土岐川の水位 :岐阜県川の防災情報(<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp>)

雨量情報 :岐阜県川の防災情報(<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp>)

気象情報 :岐阜地方气象台技術課

避難情報の伝達内容の例

| |
|---|
| <p>●警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文(例)</p> <p>緊急放送！緊急放送！ 瑞浪市危機管理室です。 土岐川が氾濫するおそれがあるため、〇〇日、〇〇時〇〇分、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令</p> <p>該当区は、土岐地区の栄町、益見区、瑞浪地区の中組、公園、浪花、竜門、上本町、西本町、元町、宮前、高月、上小田北、下小田区、明世地区の戸狩、山野内区です。</p> <p>高齢者など避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、避難の準備を整えるとともに必要に応じ、自主的に避難してください。</p> <p>避難所は、瑞浪中学校、瑞浪北中学校、釜戸小学校、各コミュニティーセンターです。</p> |
|---|

●警戒レベル4 避難指示の伝達文(例)

緊急放送！緊急放送！

瑞浪市災害対策本部です。

土岐川が氾濫するおそれが高まったため、〇〇日、〇〇時〇〇分、警戒レベル4「避難指示」を発令

該当区は、土岐地区の栄町、益見区、瑞浪地区の中組、公園、浪花、竜門、上本町、西本町、元町、宮前、高月、上小田北、下小田区、明世地区の戸狩、山野内区です。

避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

避難所は、瑞浪中学校、瑞浪北中学校、釜戸小学校、各コミュニティーセンターです。避難場所等への避難が危険な場合は、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

●警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文(例) (河川氾濫が切迫している状況)

緊急放送！緊急放送！

瑞浪市災害対策本部です。

土岐川の水位が既に堤防を越えているおそれがあります。〇〇日、〇〇時〇〇分、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令

該当区は、土岐地区の栄町、益見区、瑞浪地区の中組、公園、浪花、竜門、上本町、西本町、元町、宮前、高月、上小田北、下小田区、明世地区の戸狩、山野内区です。

未だ避難できていない方は、命の危険が迫っています。避難場所等への避難が危険な場合は、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

●警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文(例) (河川氾濫を確認した状況)

緊急放送！緊急放送！

瑞浪市災害対策本部です。

土岐川の水位が〇〇付近で堤防を越えました。〇〇日、〇〇時〇〇分、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令

該当区は、土岐地区の栄町、益見区、瑞浪地区の中組、公園、浪花、竜門、上本町、西本町、元町、宮前、高月、上小田北、下小田区、明世地区の戸狩、山野内区です。

命の危険が迫っています。少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

第2編 土砂災害

土砂災害とは、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象)、急傾斜地の崩壊(傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象)又は地すべり(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象)を発生原因として市民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

瑞浪市においては、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりによる土砂災害に対して警戒する必要がある、原因となる自然現象とその被害が影響する区域・箇所等の範囲については、平成21年5月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」)に基づく土砂災害警戒区域等の指定が実施されている。

1)土砂災害警戒区域等の数

- ・土石流に起因する土砂災害警戒区域 494箇所(うち土砂災害特別警戒区域 388箇所)
- ・急傾斜地の崩壊に起因する土砂災害警戒区域等 339箇所(うち土砂災害特別警戒区域 336箇所)
- ・地すべりに起因する土砂災害警戒区域等 19箇所(うち土砂災害特別警戒区域 0箇所)
- ・地すべり防止区域 11箇所

2)土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・過去の災害実績等から定められた土砂災害発生危険基準線(CL線)を基に、これを超過する60分積算雨量及び土壌雨量指数となったとき土砂災害が発生しやすい条件となる。
(CL線は5Kmメッシュ毎に設定。瑞浪市は5Kmメッシュが13該当 次ページ参照)
- ・避難に必要な時間を考慮して、60分積算雨量及び土壌雨量指数が2、3時間後に土砂災害発生危険基準線(CLライン)を超えると予測される場合に、土砂災害警戒情報が発表される。

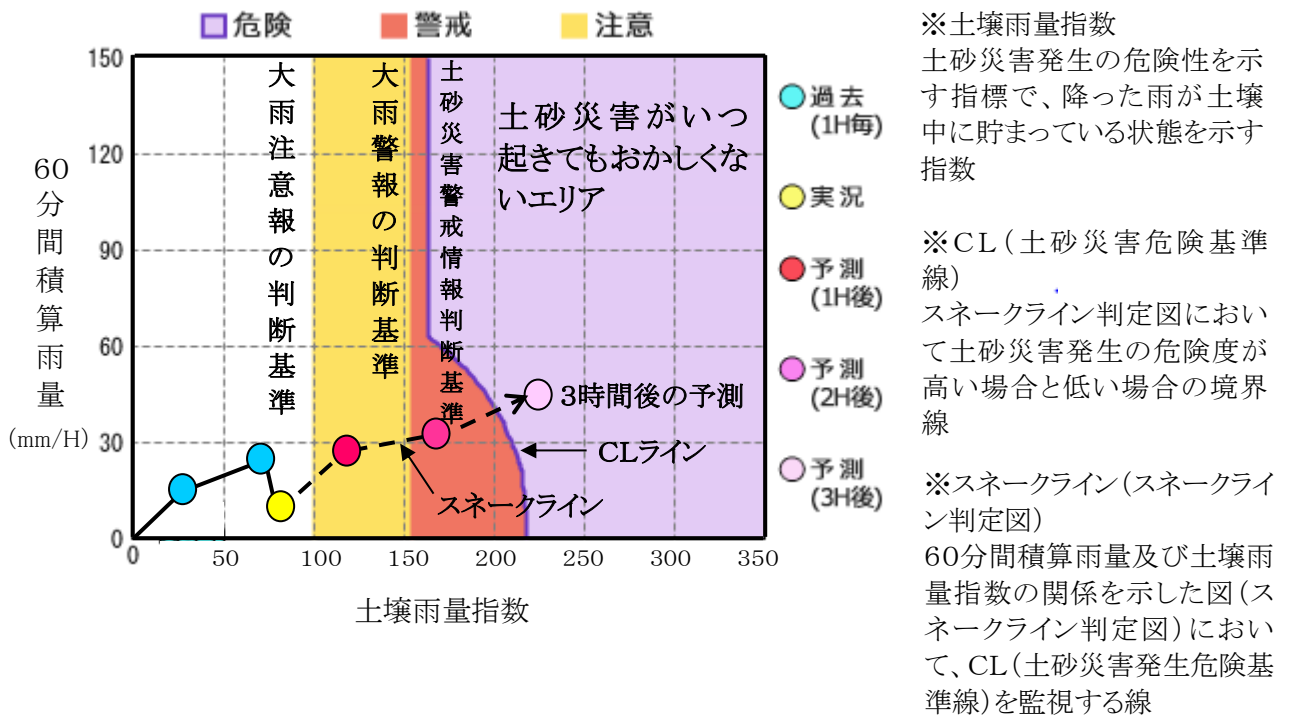
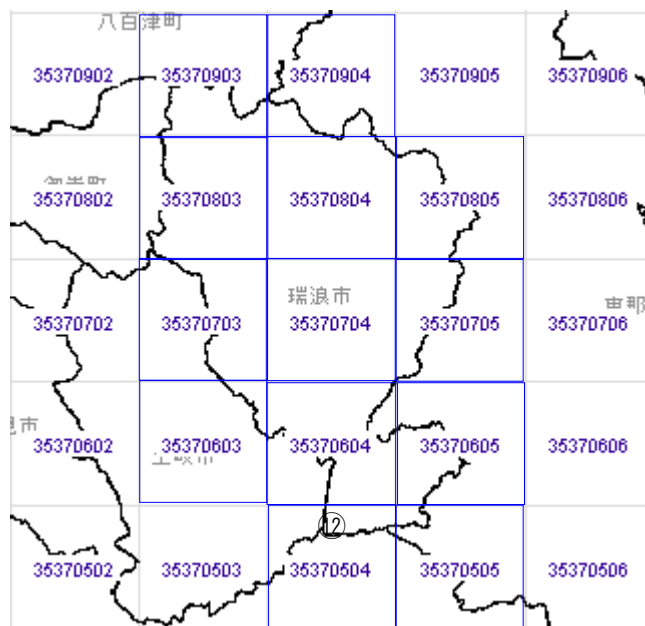


図2)スネークライン判定図

瑞浪市では、5kmメッシュ(四方格子)が13該当している。
5kmメッシュ対応表(該当区)については、23頁「資料3」参照



ぎふ土砂災害警戒情報ポータルにより、マップ上で詳細を知りたい位置をクリックし、スネークラインを表示させる。

メッシュ番号は1kmメッシュ番号が表示される。

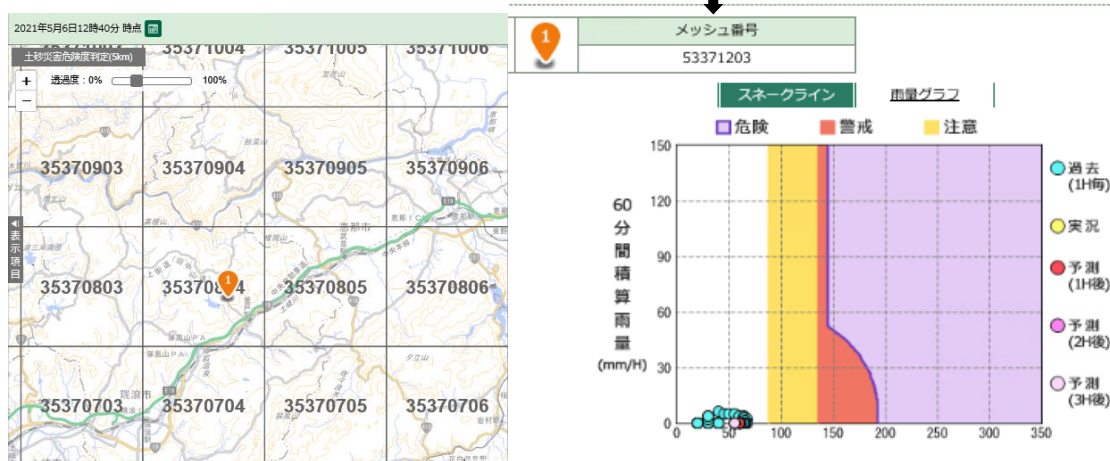


図3)ぎふ土砂災害警戒情報ポータル

土砂災害に対して警戒すべき区間・箇所は、土砂災害ハザードマップのとおり。

○土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域

○土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

2. 避難すべき区域

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は表5)のとおりであり、ぎふ土砂災害警戒情報ポータルにおける土砂災害の危険度を表した5kmメッシュを基に、区域の選定を行うこととする。

また、地すべりについては、危険性が確認された場合、国や県が個別箇所毎の移動量の監視や観測等調査を行い、その結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえたうえで、市は避難情報を発令するものとする。(地すべりの避難すべき区域については、県から通知される「重大な土砂災害が想定される区域」を参考とする。)

*「避難すべき区域」は、以下のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、気象官署、砂防関係機関等と共有を図ること。(資料1関係機関連絡先)
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害実績や被害想定などを踏まえ特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害ハザードマップ等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。
- ・「避難すべき区域」を特定する際には、5kmメッシュの周辺格子にも留意すること。

表5)避難すべき区域分け

瑞浪地区

| 避難情報の 発令単位 (自治会名) | 対象地区(土砂災害警戒区域) | | 5kmメッシュ 番号 |
|-------------------------|----------------------|--------------------------|----------------------|
| | 災害の様相:土石流 | 災害の様相:急傾斜地崩壊 | |
| 上山田 | 上杓洞万尺川、長見寺洞、万尺川、井ノ沢洞 | 登、上山田1、上山田2 | 35370603 |
| 下山田 | 明賀洞、蝮洞 | 榎坪、下山田、明賀台2、益ヶ洞 | 35370603 |
| 下山田団地 | なし | 新山田団地 | 35370604 |
| 入ヶ洞 | 深山沢、兎洞 | なし | 35370604 |
| 新山田 | なし | 新山田団地 | 35370603 |
| 明賀台 | 明賀洞、榎ヶ洞 | 明賀台 | 35370603 |
| 穂並 | 蝮洞 | 榎坪 | 35370703 |
| 上小田北 | なし | 西小田町3丁目、北小田町4丁目 | 35370703 |
| 上小田南 | 西洞、竜ヶ洞、東洞、小田南1沢 | なし | 35370703 |
| 大法原団地 | なし | なし | 35370703 |
| 下小田 | 上ノ平洞、下呂沢、大洞1沢、祢宣洞 | 平瀬、小田町、上之平、西小田町3丁目、和合2丁目 | 35370703 |
| 小田事業団 | | 小田南 | 35370703 |
| ひばりヶ丘 | なし | なし | 35370703 |
| 上一色 | なし | なし | 35370703 |
| 下一色 | なし | なし | 35370703 |
| 南上野 | なし | 樽上1、樽上2 | 35370703 |
| 北上野 | なし | なし | 35370703 |
| 高月 | なし | なし | 35370703 |
| 宮前 | なし | なし | 35370703 |
| 河南 | なし | なし | 35370703 |
| 河塚 | なし | なし | 35370703 |
| 河東 | なし | なし | 35370703 35370704 |
| 河北 | 戸狩不動川、別荘洞 | なし | 35370703 |
| 水の木 | 戸狩不動川、別荘洞 | 水の木、水の木2 | 35370704 |

瑞浪地区(続き)

| 避難情報の 発令単位 (自治会名) | 対象地区(土砂災害警戒区域) | | 5km メッシュ 番号 |
|-------------------------|----------------|--------------|----------------|
| | 災害の様相:土石流 | 災害の様相:急傾斜地崩壊 | |
| 上 本 町 | なし | なし | 35370704 |
| 西 本 町 | 戸狩不動川、別荘洞 | なし | 35370704 |
| 浪 花 | なし | なし | 35370704 |
| 中 組 | なし | なし | 35370704 |
| 竜 門 | なし | なし | 35370704 |
| 公 園 | なし | なし | 35370704 |

土岐地区

| 避難情報の 発令単位 (自治会名) | 対象地区(土砂災害警戒区域) | | 5km メッシュ 番号 |
|-------------------------|--|--------------------------------|----------------|
| | 災害の様相:土石流 | 災害の様相:急傾斜地崩壊 | |
| 栄 町 | なし | なし | 35370704 |
| 一 日 市 場 | イタチ沢、寺屋敷沢、天徳1沢 | 天徳大洞、天徳2、水の木 | 35370704 |
| 清 水 | 松洞川、清水1沢、西豆沢 | 大月1、木ノ暮2、清水 | 35370704 |
| 木 ノ 暮 | 西豆沢、木ノ暮1沢、東豆1沢、東豆2沢、豆沢川、西豆1沢、西豆沢2沢 | 大月1、大月2、木ノ暮1、木ノ暮2 | 35370704 |
| 鶴 城 | 上ノ山沢、諏訪洞沢、中町沢、花本川、猪野沢、段洞川、半原1沢 | 鶴ヶ城跡、鶴城団地1、鶴城団地2 | 35370704 |
| 鶴 城 団 地 | 花本川、猪野沢 | 鶴城団地1、鶴城団地2 | 35370704 |
| 名 滝 | 段洞川 | なし | 35370704 |
| 名 滝 団 地 | なし | なし | 35370704 |
| 奥 名 | 下奥名沢 | 奥名1 | 35370704 |
| 下 沢 | 下沢1沢 | 下沢 | 35370704 |
| 庄 ケ 洞 | 荘ヶ洞1沢、荘ヶ洞2沢、荘ヶ洞3沢、庄ヶ洞川、二之助沢 | 庄ヶ洞 | 35370704 |
| 桜 堂 | 羽根川、境川、境川2沢、根竹川、桜堂1沢、桜堂2沢、桜堂3沢、桜堂6沢 | 桜堂根竹、羽根1、羽根2、桜堂3 | 35370704 |
| 市 原 | 検丈沢、市原1沢、市原2沢、市原3沢、市原沢、丈山沢、沢跨川、沢尻谷、鳶巣沢、白山谷、平畑沢、南山1沢、南山2沢 | 平畑、市原、市原2、市原3、市原4、市原5、市原台団地、南山 | 35370704 |
| 益 見 | 益見1沢 | 益見 | 35370704 |
| 大 久 手 | なし | 大久手 | 35370704 |
| 仲 ケ 平 | 榎ノ木沢 | 仲ヶ平1、仲ヶ平2 | 35370704 |
| 大 草 | 上人ヶ沢、榎ノ木沢、庵ノ入沢、三本栃沢 | なし | 35370704 |
| 学 園 台 | なし | なし | 35370704 |

明世地区

| 避難情報の 発令単位 (自治会名) | 対象地区(土砂災害警戒区域) | | 5km メッシュ 番号 |
|-------------------------|---|---|----------------|
| | 災害の様相:土石流 | 災害の様相:急傾斜地崩壊 | |
| 戸 狩 | 井の洞谷、桂本洞、戸狩不動川、大狭間2沢、大狭間3沢、大狭間4沢、大狭間5沢、大狭間6沢、大洞、別荘洞、里畑洞 | 陶磁資料館北1、陶磁資料館北2、狭間溜池、戸狩1、戸狩2、戸狩3、戸狩桂本1、戸狩桂本2、水の木2 | 35370703 |
| 山 野 内 | 山野内1沢、寺洞、上寺洞、南大狭間沢、片狭間沢、棒ヶ洞 | 陶磁資料館、山野内、山野内2 | 35370703 |
| 月 吉 | 羽根洞、宮ノ洞、月吉1沢、月吉2沢、月吉3沢、月吉4沢、月吉5沢、月吉6沢、月吉7沢、月吉洞田川、絹屋洞、小洞谷、上祢宜ヶ洞、正馬様1沢、正馬様5沢、正馬様6沢、正馬様7沢、清水洞、日吉洞、立洞 | あけよ温泉、堀田片狭間、堀田片狭間2、月吉、月吉小洞、月吉森下 | 35370703 |

稲津地区

| 避難情報の 発令単位 (自治会名) | 対象地区(土砂災害警戒区域) | | 5km メッシュ 番号 |
|-------------------------|---|------------------------------|----------------------|
| | 災害の様相:土石流 | 災害の様相:急傾斜地崩壊 | |
| 山の田1号 | 城山川、城山沢、一ツ橋沢 | 山ノ田、山ノ田2、山ノ田3、山ノ田4 | 35370604 |
| 山の田2号 | 一ツ橋沢 | 山ノ田、山ノ田2、大蔵寺 | 35370604 |
| 産 郷 | 産郷1沢、五斗代沢 | 小里平岩、平岩 | 35370604 |
| 中 屋 敷 | 宮ノ洞谷、五斗代沢 | なし | 35370604 |
| 五 郷 | 宮ノ洞谷 | 宮の下 | 35370604 35370704 |
| 三 角 | なし | なし | 35370604 |
| 神 戸 | なし | なし | 35370604 |
| 下 小 里 | 下小里1沢 | 小井戸 | 35370604 |
| 羽 広 | ヨリ上、羽広川、前洞沢 | 羽広、羽広2 | 35370704 |
| 須 之 宮 | なし | 須の宮 | 35370604 |
| 釜 糠 | 井ノ沢洞、釜糠川上流、向原谷、細洞谷、立岩谷、椀田谷 | なし | 35370604 |
| 川 折 | 五郎ヶ平沢、五郎ヶ平沢右支川、象ヶ平、西ガマ沢、西竈、川折1沢、川折2沢、川折3沢、川栃沢 | 象ヶ平2、川折1、川折2、川折西竈、馬道ヶ峰、馬道ヶ峰東 | 35370604 |
| 桜ヶ丘 | なし | 小里団地 | 35370604 |
| 棚 田 山 | なし | 棚田山 | 35370604 |
| 河 原 | 西ヶ洞、東ヶ洞 | 清水垣外、斧池2、斧池3 | 35370604 |
| 小 井 戸 | 河原1沢、小井戸1沢、小井戸沢 | 宮の下、向山、向山2、河原 | 35370704 |
| 水 洗 | 長塚沢、水洗1、水洗2、水洗3 | なし | 35370704 |
| 中 洞 | 笹平1沢、笹平2沢、中洞川、奥小屋、奥小屋2 | 笹平、萩原2、萩原3 | 35370704 |
| 上 平 | 山畑上沢、上平川、蛇抜沢川、小滝沢、山畑沢、山畑中沢、通り沢、坊主ヶ入沢 | 萩原上平、斧池 | 35370704 |
| 大 牧 | 蛇抜沢川、小滝沢 | なし | 35370704 |
| 斧 池 | 蛇抜沢川、小滝沢、山畑沢、山畑中沢、通り沢、坊主ヶ入沢 | 萩原上平、斧池、斧池3、斧池4 | 35370704 |
| 学 園 | 大草川、大久手3、大久手4 | なし | 35370704 |

日吉地区

| 避難情報の 発令単位 (自治会名) | 対象地区(土砂災害警戒区域) | | 5km メッシュ 番号 |
|-------------------------|--|---|----------------------|
| | 災害の様相:土石流 | 災害の様相:急傾斜地崩壊 | |
| 本郷 | 戸尻洞、黒洞、本郷2沢、本郷3沢、 本郷4沢、本郷5沢、本郷6沢、本郷 7沢、本郷9沢、本郷10沢、本郷11 沢 | 日吉大橋東、本郷、本郷2、本郷 戸尻境1、本郷戸尻境2、本郷戸 尻境3 | 35370803 |
| 常柄 | 松野3沢、松野4沢、松野13沢、松 野14沢、松野15沢、松野16沢、松 野17沢、松野18沢、常柄1沢、常柄 2沢、常柄3沢、常柄4沢、常柄9沢、 柄石2沢、柄石3沢、柄石4沢、柄石 6沢、柄石洞 | なし | 35370703 |
| 白倉 | 上川、道城洞、白倉1沢、白倉2沢、 白倉3沢、白倉4沢、白倉5沢、白倉 6沢、白倉13沢 | 日吉小学校、日吉中学校、雨降 川、白倉、白倉広見1、白倉広見 2、白倉広見3、白倉広見4、白 倉大敷、白倉梅田1、白倉梅田2 | 35370803 |
| 南垣外 | 増福寺沢、南垣外3沢、南垣外4 沢、南垣外1沢 | 南垣外1、南垣外2、南垣外3 | 35370803 |
| 宿 | 羽根垣外洞、社別当2沢、宿1沢、 宿2沢、南垣外5沢、南垣外6沢、半 原3沢 | 宿、本郷4 | 35370804 |
| 宿洞 | 社別当1沢、宿洞1沢、宿洞2沢、宿 洞5沢 | 宿洞1、宿洞2、宿洞3 | 35370804 |
| 半原 | 半原1沢、半原3沢 | 芹生田、小平、生平、西前田、町 屋、峠坂、日吉神社、半原 | 35370804 |
| 三和之郷 | 社別当3沢 | 三和の郷 | 35370804 |
| 北野 | 北野3沢、北野4沢、北野6沢 | 北野 | 35370804 |
| 深沢 | 深沢1沢、深沢2沢、深沢3沢、深沢 4沢、深沢5沢、深沢6沢、深沢7沢、 深沢10沢、深沢11沢、深沢12沢、 深沢13沢、深沢14沢、深沢15沢、 深沢16沢、深沢17沢、深沢18沢、 堂ヶ洞沢 | 深沢1、深沢2、深沢3、深沢4、 深沢5、深沢7、深沢8、深沢9、 深沢11、深沢12 | 35370804 35370904 |
| 細久手 | なし | なし | 35370804 |
| 田高戸 | 深沢9沢、田高戸3沢 | 田高戸2 | 35370903 |
| 平岩 | 田高戸4沢、平岩2沢、平岩3沢、平 岩6沢、平岩7沢、平岩8沢、平岩9 沢、平岩11沢、平岩12沢、平岩14 沢 | 日吉平岩1、日吉平岩2 | 35370803 |
| 松野 | 鬼洞、松野1沢、松野2沢、松野3 沢、松野12沢、松野18沢、松野19 沢、松野20沢、道北1沢、平岩1沢、 平岩4沢、西山 | 丑ヶ淵1、丑ヶ淵2、松野1、松野 2、松野3、松野4、道北 | 35370803 |

釜戸地区

| 避難情報の 発令単位 (自治会名) | 対象地区(土砂災害警戒区域) | | 5km メッシュ 番号 |
|-------------------------|---|--|----------------------|
| | 災害の様相:土石流 | 災害の様相:急傾斜地崩壊 | |
| 宿 | 釜戸洞田川 | 竜吟 | 35370804 |
| 公文垣内 | 矢部川 | なし | 35370804 |
| 中切 | 天徳川 | なし | 35370804 |
| 町屋 | 洞山1沢、天猷寺沢、釜戸不動川 | 洞山1、洞山3、辰吟1、辰吟2、 町屋 | 35370804 |
| 西大島 | 御湯川、釜戸不動川 | 辰吟1、辰吟2、西大島 | 35370804 |
| 中大島 | 説法川 | 中大島、中大島2、中畑 | 35370804 |
| 竜吟団地 | なし | なし | 35370804 |
| 東大島 | 説法川 | 東大島 | 35370804 |
| 上平 | 堂の庵沢、戸井ヶ沢、上洞沢、朴の 木洞沢 | 上手、上平、上平2、上平3、上平 4 | 35370804 |
| 神徳 | 神徳1沢、神徳2沢、神徳3沢、神徳 4沢、神徳5沢、神徳川右支溪、神 徳三の洞 神徳川右支川、石拾沢、 中沢2沢 | 神徳、神徳3、神徳4、神徳5、神 徳6、神徳停車場1、神徳停車場 2、石拾3、石拾停車場 | 35370704 35370705 |
| 川戸 | 川戸1沢、川戸2沢、川戸3沢、川戸 4沢、川戸5沢 | なし | 35370805 |
| 論栃 | 湯光院沢、論栃1沢、論栃2沢 | 論栃、論栃2、論栃3、論栃4、論 栃5、論栃6 | 35370705 |
| 下切 | 笠ヶ平沢、小金沢、中田、向田1 沢、向田2沢、向田3沢、槇本川 | なし | 35370805 |
| 上切 | 桜之木沢 | 荻原 | 35370805 |
| 大細 | なし | 大久後 | 35370805 |
| エスポラン | なし | 大久後 | 35370805 |
| 平山 | なし | なし | 35370805 |
| 青葉台 | 洞山2沢、洞山3沢、洞山4沢、洞山 5沢、洞山6沢 | 丸山、石拾、石拾1、石拾4、洞山 2 | 35370704 |

大湫地区

| 避難情報の 発令単位 (自治会名) | 対象地区(土砂災害警戒区域) | | 5km メッシュ 番号 |
|-------------------------|----------------|--------------|----------------|
| | 災害の様相:土石流 | 災害の様相:急傾斜地崩壊 | |
| 足又 | なし | 土橋北、土橋西 | 35370804 |
| 西 | なし | 西、北、大湫 | 35370804 |
| 北 | なし | 北、大湫 | 35370804 |
| 神田 | なし | 深山 | 35370804 |

陶地区

| 避難情報の 発令単位 (自治会名) | 対象地区(土砂災害警戒区域) | | 5km メッシュ 番号 |
|-------------------------|--|---|----------------------|
| | 災害の様相:土石流 | 災害の様相:急傾斜地崩壊 | |
| 猿 爪 | 旭町1沢、旭町2沢、旭町3沢、旭町4沢、猿爪1沢、猿爪2沢、宮町1沢、宮町2沢、宮町3沢、宮町4沢、宮町5沢、宮町6沢、宮町7沢、宮町8沢、宮町9沢、宮町10沢、境谷、西ヶ洞谷、沢ノ尻1沢、沢ノ尻2沢、沢ノ尻3沢、沢ノ尻4沢、沢ノ尻5沢、東町1沢、東町3沢、東町5沢、梨ヶ根町1沢、梨ヶ根町2沢、梨ヶ根町3沢 | 中ノ草、梨ヶ根稲荷、梨ヶ根稲荷2、愛宕神社、旭町、猿爪2、猿爪下山北、陶関屋、陶関屋第二、関屋3、細久手、西ヶ洞、沢ノ尻、宝昌寺、留主ヶ入1、留主ヶ入2、留主ヶ入3、平2、細久手 | 35370605 |
| 水 上 | 下久手2沢、下久手3沢、学校前町1沢、学校前町2沢、向竈1沢、向竈2沢、水上1沢、水上2沢、水上3沢、水上川、滝坂沢、田ノ尻1沢、栃ノ入川、栃ノ入川2沢、梅ノ木1沢、平谷 | 陶小学校、市場3、城戸、水上川、平1、平3 | 35370604 35370605 |
| 大 川 | 釜ノ洞、釜ノ洞1沢、釜ノ洞2沢、釜ノ洞3沢、釜ノ洞9沢、十三塚川、上ノ洞1沢、上ノ洞2沢、上ノ洞3沢、上ノ洞4沢、上ノ洞5沢、上ノ洞6沢、上釜ノ洞、上辻1沢、上辻2沢、上辻3沢、大川1沢、藤塚1沢、藤塚2沢、藤塚谷、乱曽1沢、乱曽2沢、乱曽3沢、乱曽4沢、乱曽5沢、乱曽8沢 | 十三塚、大川6、大川入ヶ洞、東釜、東釜南、道上、乱曽 | 35370504 35370604 |

3. 避難情報発令の判断基準

避難情報発令の判断基準は表6)のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象、巡視等により得られた現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨域等、関係機関と連絡を密にして情報収集に努めること。
- ・収集した情報については、関係機関等と共有を図ること。(資料1 関係機関連絡先)
- ・土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)は、降雨から予測可能な土砂災害の内、「避難指示」及び「高齢者等避難」などの災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である災害は、発表対象とはしていない上、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意すること。
- ・避難情報の発表を行う地域等の判断にあたっては、県の砂防課で提供している補足情報(ぎふ土砂災害警戒情報ポータル)を参考とすること。

【ぎふ土砂災害警戒情報ポータル】 <https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/sabo/>

ユーザ ID:S212083 パスワード:S212083

- ・避難情報の発令に先立ち、住民が安全に避難できる状態であるかどうかを十分に確認すること。

表6)避難情報の判断基準

| 区 域 | 安全な避難所等が近くにある区域 |
|--------------------|---|
| 対 象 地 区 | 避難すべき区域の全部 |
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | <p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、「高齢者等避難」を発令するものとする。</p> <p>1:大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合</p> <p>2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3:大雨注意報が発表され、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>4:強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | <p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、「避難指示」を発令するものとする。</p> <p>1:土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2:土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合</p> <p>3:大雨警報(土砂災害)が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4:土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p> |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | <p>1:大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合</p> <p>2:山鳴り、流木の発生が確認された場合</p> <p>3:土砂災害の発生が確認された場合</p> |

*避難情報はそれぞれの基準を下回らない限り、解除しないこととする。

【情報の共有先】*連絡先は、[資料1](#)関係機関連絡先 参照

岐阜地方気象台

岐阜県砂防課

岐阜県多治見土木事務所

避難情報の伝達内容の例

●高齢者等避難の伝達文(例)

緊急放送！緊急放送！
瑞浪市危機管理室です。
土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇日、〇〇時〇〇分、釜戸町に、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令
高齢者など、避難に時間がかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ速やかに避難してください。それ以外の方も、避難の準備を整え、必要に応じ自主的に避難してください。
避難所は、瑞浪中学校、瑞浪北中学校、釜戸小学校、各コミュニティーセンターです。

●避難指示の伝達文(例)

緊急放送！緊急放送！
瑞浪市危機管理室です。
土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇日、〇〇時〇〇分、釜戸町に、警戒レベル4「避難指示」を発令
避難場所や安全な親戚・知人宅等へ今すぐ避難してください。
避難所は、瑞浪中学校、瑞浪北中学校、釜戸小学校、各コミュニティーセンターです。避難場所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

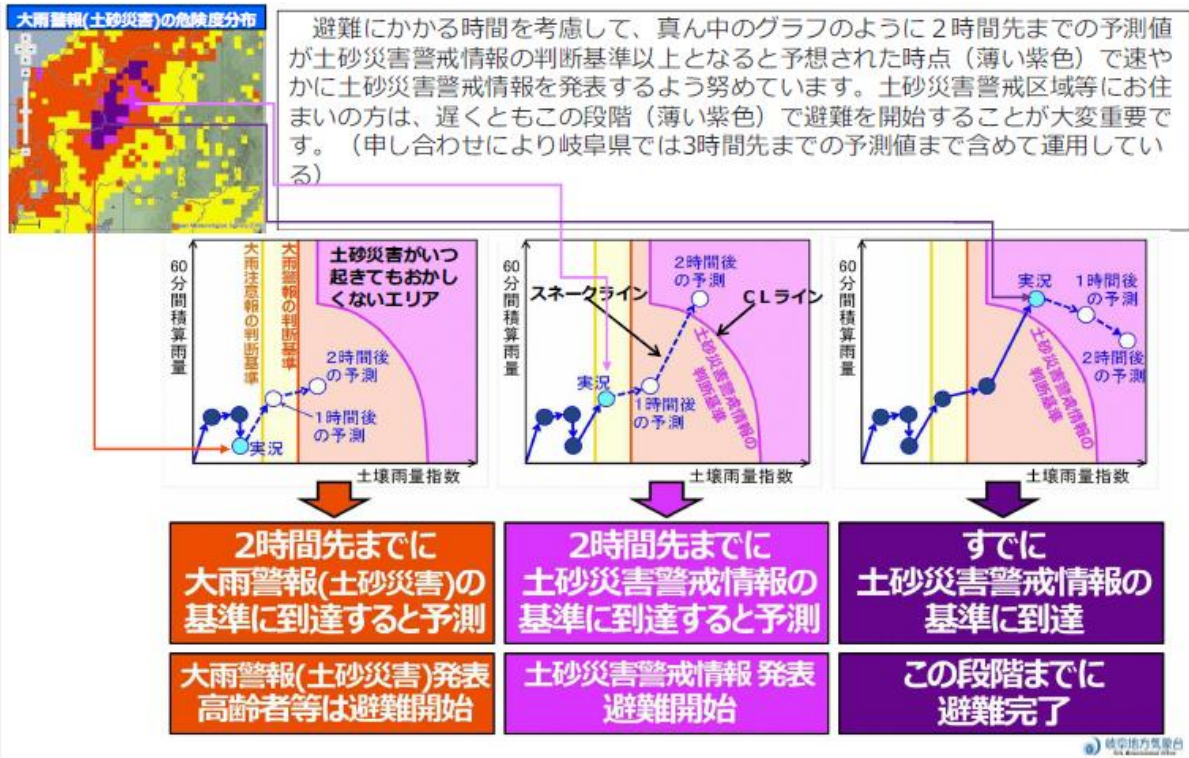
●緊急安全確保の伝達文(例)(土砂災害発生が切迫している状況)

緊急放送！緊急放送！
瑞浪市災害対策本部です。
瑞浪市に大雨特別警報が発表され、釜戸町には、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇日、〇〇時〇〇分に、釜戸町に、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令
命の危険が迫っています。避難場所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

●緊急安全確保の伝達文(例)(土砂災害発生を確認した状況)

緊急放送！緊急放送！
瑞浪市災害対策本部です。
釜戸町で土砂災害が発生したため、〇〇日、〇〇時〇〇分、釜戸町に、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令
命の危険が迫っています。避難場所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

大雨警報(土砂災害)の危険度分布の色の意味 9



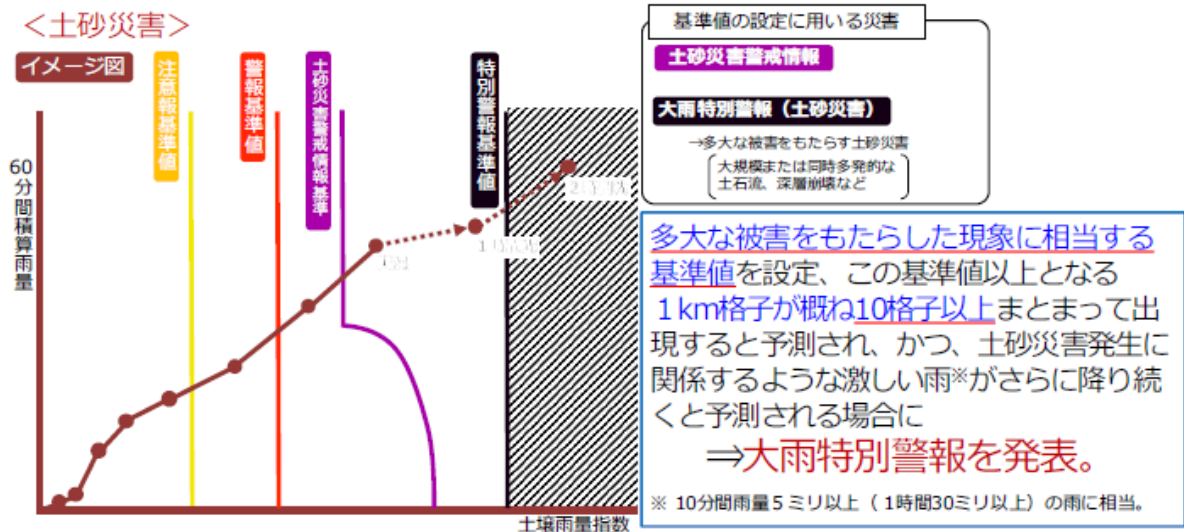
大雨特別警報の新たな基準値の設定 1

何らかの災害がすでに発生しているという“警戒レベル5相当”の状況に一層適合させるため災害発生との結びつきが強い「**指数**」※を用いて大雨特別警報の新たな基準値を設定

※ 土壌雨量指数・表面雨量指数・流域雨量指数

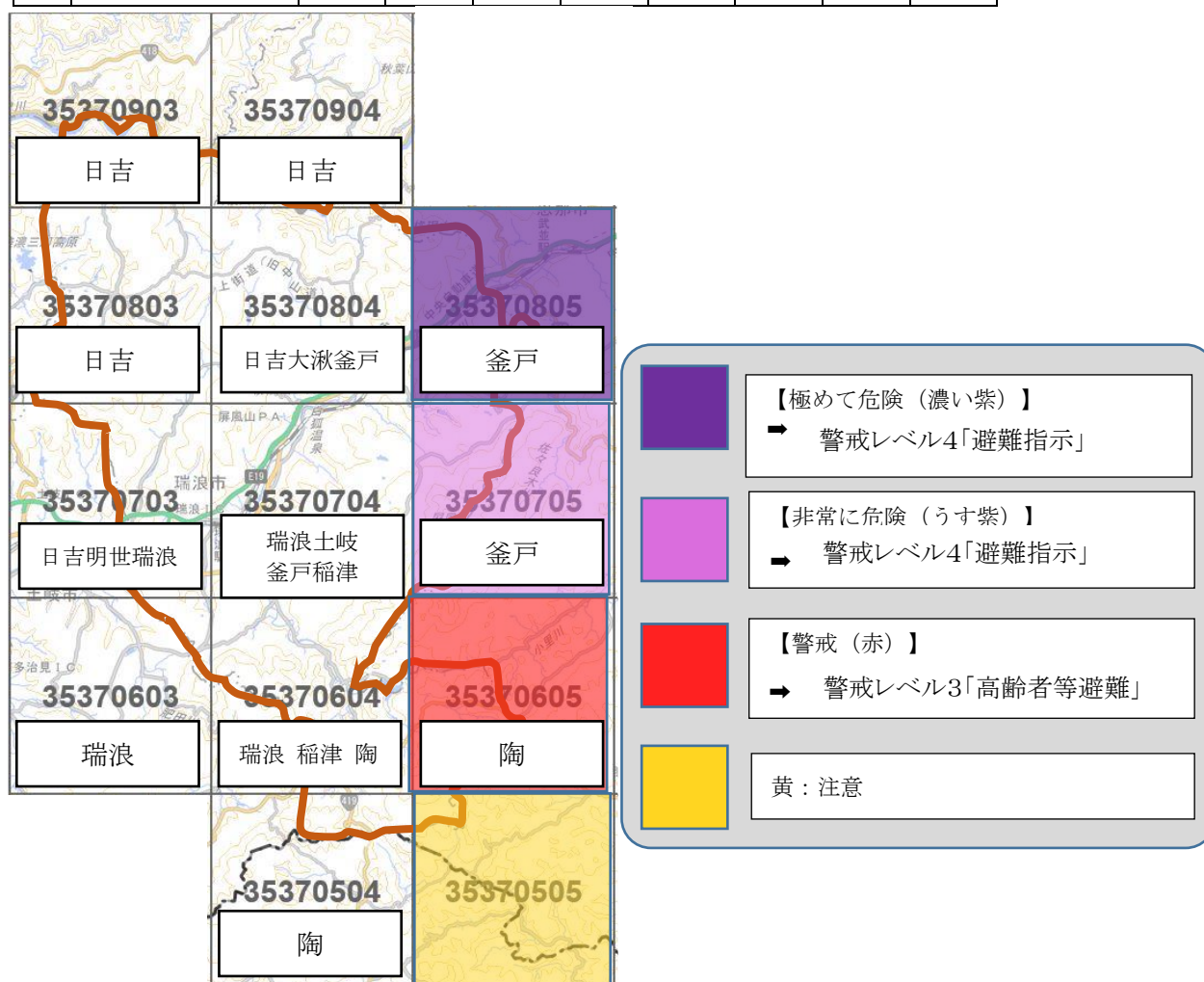
- ✓ 新たな基準値による大雨特別警報(土砂災害)の運用地域を令和2年出水期から順次拡大
- ✓ 大雨特別警報(浸水害)も、新たな基準値による運用開始に向け検討を進める

多大な災害が発生した時間帯の指数の値を大雨特別警報の新たな基準値の案とする。



資料3 5kmメッシュ対応表(該当区)

| | 番号 | 日吉町 | 大湫町 | 釜戸町 | 瑞浪地区 | 明世地区 | 土岐地区 | 稲津町 | 陶町 |
|----|----------|-----|-----|-----|------|------|------|-----|----|
| 1 | 35370504 | | | | | | | | ● |
| 2 | 35370505 | | | | | | | | |
| 3 | 35370603 | | | | ● | | | | |
| 4 | 35370604 | | | | ● | | | ● | ● |
| 5 | 35370605 | | | | | | | | ● |
| 6 | 35370703 | ● | | | ● | ● | | | |
| 7 | 35370704 | | | ● | ● | | ● | ● | |
| 8 | 35370705 | | | ● | | | | | |
| 9 | 35370803 | ● | | | | | | | |
| 10 | 35370804 | ● | ● | ● | | | | | |
| 11 | 35370805 | | | ● | | | | | |
| 12 | 35370903 | ● | | | | | | | |
| 13 | 35370904 | ● | | | | | | | |



資料4 関係機関等連絡先一覧

○関係機関連絡先

| 機 関 名 | | 電 話 番 号 | 無 線 電 話 | FAX 番 号 |
|--------------------------|----------------|--|-------------------|--------------|
| 岐阜地方気象台 | ホットライン | 058-271-5286 | | |
| | 技術課 | 058-271-4107 | | |
| | 防災業務課 | 058-271-4108 | | 058-271-4102 |
| 岐阜県庁 | 防災課 | 058-272-1111 (内線)2749 058-272-1132 | 83-400-2 -内線番号 | 058-271-4119 |
| | 河川課 | 058-272-1111 (内線)3727 058-272-8585 | | 058-278-2753 |
| | 砂防課 | 058-272-1111 (内線)3742 058-272-8621 | | 058-278-2755 |
| 岐阜県東濃県事務所 | 振興防災課 | 0572-23-1114 (内線)209 | 83-530-2 -内線番号 | 0572-25-0079 |
| 岐阜県多治見土木事務所 | 施設管理課 | 0572-23-1111 (内線)308 | | 0572-25-7224 |
| 多治見警察署 | 警備課 | 0572-22-0110 | | 0572-25-5737 |
| 国交省多治見砂防国道事務所 | 災害対策支部 | 0572-24-0690 | | 0572-25-7993 |
| 国交省小里川ダム管理支所 | | 0573-59-0056 | | 0573-59-0058 |
| 陸上自衛隊 第35普通科連隊 | 第3科 | 052-791-2191 (内線)461 | | 052-791-2191 |
| 瑞浪郵便局 | | 0572-68-3802 | | |
| 西日本電信電話(株)岐阜支店 | 災害対策室 | 058-275-1822 | | 058-275-1794 |
| 中部電力パワーグリッド(株) 多治見営業所 | | 0572-23-5508 | | 0572-25-8217 |
| 東海旅客鉄道(株) 瑞浪駅 | | 0572-68-2036 | | |
| 土岐医師会 | | 0572-55-3740 | | 0572-55-0466 |
| 日本赤十字社 岐阜県支部瑞浪分区 | 瑞浪市役所 社会福祉課 | 0572-68-2111 | | 0572-68-0294 |
| 社会福祉協議会 | | 0572-68-4148 | | 0572-68-4183 |

○報道機関連絡先

| 報 道 機 関 名 | | 電 話 番 号 |
|-----------|-----------|--------------|
| 日本放送協会 | 岐阜放送局(代表) | 058-264-4611 |
| 岐阜放送 | 本社代表 | 058-264-1181 |
| 東海テレビ放送 | 岐阜支局(報道) | 058-264-0798 |
| 中部日本放送 | 岐阜支社(代表) | 058-265-3131 |
| 名古屋テレビ放送 | 岐阜支社(代表) | 058-252-3116 |
| 中京テレビ放送 | 岐阜支局(報道) | 058-263-2221 |
| 東海ラジオ放送 | 岐阜支局(代表) | 058-263-1332 |